



政府統計

統計法に基づく國  
の統計調査です。  
調査票情報の秘密  
の保護に万全を期  
します。

## 令和7年分民間給与実態統計調査

# オンライン回答のしかた

### 令和7年分の調査票を入力する際の留意事項

- 調査票の回答は2種類必要です。
- 調査票（給与所得者用）の「基礎控除額」について、入力漏れにご注意ください。
- 調査票（給与所得者用）の「控除対象配偶者」について、配偶者特別控除の適用者は「O」の入力漏れにご注意ください。

### 1 調査の対象となる事業所について

以下のフローチャートにより、調査の対象となる事業所かどうかを、判定してください。調査の対象となる場合は、P3以降を参考に調査票の作成、回答をお願いいたします。調査の対象となる場合は、「調査票（源泉徴収義務者用）」のみ提出するか、[お問合せ先](#)までご連絡ください。

令和7年12月中に給与を支払った人がいるか。



令和7年1月から12月の源泉徴収税額を合計し、納税額があるか（P6参照）。



#### 【調査の対象になります】

「調査票（源泉徴収義務者用）」、  
「調査票（給与所得者用）」の  
**2種類の調査票の回答が必要となります。**  
詳しくは次ページをご覧ください。



NO

#### 【調査の対象なりません】

「調査票（源泉徴収義務者用）」の「1.この調査票について答えられる方の氏名等」をご記入の上、余白部分に  
**O12月中に給与を支払った人がいない**  
**O年間通じて納税額がない**  
と記入していただき、「調査票（源泉徴収義務者用）」のみ提出してください。

なお、これまでにオンライン調査システムによりご回答いただいた方につきましては、調査票（源泉徴収義務者用）等の送付を省略させていただいておりますので、お手数ですが[お問合せ先](#)までご連絡ください。

### 回答期限は令和8年3月2日（月）です。

- 統計法により、報告（調査票の提出）が義務付けられています。
- 本調査により集められた調査票（個人情報）は、統計法により秘密として保護され、統計上の目的以外に使用することはありません。

## 2 オンライン回答の順序

民間給与実態統計調査のオンラインでの回答は、次の順序で作業を進めます。

### (1) 「政府統計オンライン調査総合窓口」へアクセス

検索サイトから「[政府統計オンライン調査総合窓口](#)」を検索します。

### (2) 「政府統計オンライン調査総合窓口」へのログイン

「調査票（源泉徴収義務者用）」又は「令和7年分民間給与実態統計調査への御協力についてのお願い」に記載されている政府統計コード、調査対象者 ID 及びパスワード（確認コード）を入力し、ログインします。

### (3) パスワードの変更及び連絡先の登録

パスワードの変更及び連絡先（メールアドレス等）の登録を行います。

### (4) 調査票（源泉徴収義務者用）の回答

源泉所得税を納めた際に使用した「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）㊱領収証書」（金融機関等から交付された納税者控え）を参考に回答します。

### (5) 調査票（給与所得者用）の回答

ご使用されているパソコンに任意のフォルダを作成し、ダウンロードした調査票（Excel ファイル）に回答します。

回答の際に「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」、「令和7年分給与所得者の保険料控除申告書」、「令和7年分給与所得者の基礎控除申告書 兼 紹介所得者の配偶者控除等申告書 兼 紹介所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」等※が必要となります。

※性別、勤続年数及び職務の分かる資料が必要になります。

（参考）調査対象者と記入対象者について

民間給与実態統計調査にいう給与所得者のうち、令和7年12月中に給与を支払った人を「調査対象者」、このうち、民間給与実態統計調査（給与所得者用）に回答（入力対象）する人を「記入対象者」としています。「記入対象者」は、国税庁ホームページに掲載している「調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方」を使用して決定します。

調査対象者

令和7年12月中に給与を支払った給与所得者（役員・アルバイト等を含む）。ただし、「給与所得の源泉徴収税額表（日額）」の丙欄を適用した人は含まれません。

記入対象者

「調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方」を使用して決定します。

### 3 「政府統計オンライン調査総合窓口」へのログイン

(1) 検索サイトで「政府統計オンライン調査総合窓口」と検索いただけたか、ウェブブラウザのアドレスバーに「e-survey.go.jp」と入力しアクセスしてください。

(2) トップページから「ログイン画面へ」をクリックします。

検索サイトから

政府統計オンライン  検索

もしくはウェブブラウザのアドレスバーに  
**「e-survey.go.jp」**と入力して検索。



(3) 政府統計コード、調査対象者ID、パスワード（確認コード）を入力し、「ログイン」をクリックします（全て半角）。

【ログイン情報】

政府統計コード	<b>必須</b>	71U0 <input type="checkbox"/> 次回から入力省略 調査名から選択する場合はこちら ↑選択後、上の入力欄に自動的にコードが入力されます。
調査対象者ID	<b>必須</b>	999999999999 <input type="checkbox"/> 次回から入力省略
パスワード	<b>必須</b>	abcdefgh <input type="checkbox"/> パスワードを表示する <input type="checkbox"/> パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ

③ 令和7年分 民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）

政府統計  
秘 提

政府統計コード（オンライン調査）  
71U0(ナナ・アイ・ユー・ゼロ)

調査対象者ID  
999999999999

パスワード（確認コード）  
abcdefgh

記入のしきた P6記入例参照

令和7年分民間給与実態統計調査への御協力についてのお願い

2 提出方法  
貴事業所のログイン情報は以下のとおりお知らせいたしますので、インターネット（オンライン調査システム）による回答に御協力をお願いいたします。

ログイン情報

政府統計コード（オンライン調査） 71U0(ナナ・アイ・ユー・ゼロ)	調査対象者ID 999999999999	パスワード（確認コード） abcdefgh
---------------------------------------	-------------------------	--------------------------

※各種ログイン情報は「令和7年分民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）③」又は「令和7年分民間給与実態統計調査への御協力についてのお願い」に記載されています。

（参考：推奨環境）

#### パソコン推奨環境

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2）（Excel調査票で使用）
Windows 11（※1）	Firefox 144 Google Chrome 141 Microsoft Edge 141	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2024 Microsoft Office Excel 2021
macOS 26	Safari 26	-

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2）・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応しておりません。

・Excelのマクロ機能を有効にする必要があります。

Microsoft 365又はExcel 2024をご利用の場合、ActiveXコントロールの無効状態によってマクロ機能が無効となっている場合があります。詳しくは政府統計オンライン調査総合窓口の以下のページをご覧ください。

「Excel電子調査票が正しく動作しない場合やマクロが実行出来ない場合の対処方法」  
[https://www.e-survey.go.jp/faq/Security\\_risk](https://www.e-survey.go.jp/faq/Security_risk)

#### (4) パスワードの変更・連絡先の登録

- ① 設定するパスワードを入力し、「変更」をクリックします。

新パスワード	<b>必須</b>	<input type="password"/>	<input type="checkbox"/> パスワードを表示する
新パスワード（確認用）	<b>必須</b>	<input type="password"/>	

パスワードポリシー  
半角英数記号8文字以上32文字以内  
(英数字は各1字以上を含む)

パスワードは次回以降もログインする際に使用しますので、お忘れのないようお願いいたします。

※パスワードをお忘れの際は、「ログイン情報画面」の「パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ」をクリックし、お進みいただくとパスワードの再発行が可能です。

- ② メールアドレス・会社名・部署名・担当者名を入力し、「登録」をクリックします。

メールアドレス	<b>必須</b>	<input type="text"/>	(半角60文字以内)
会社名		<input type="text"/>	(全半角60文字以内)
部署名		<input type="text"/>	(全半角60文字以内)
担当者名		<input type="text"/>	(全半角60文字以内)

- ③ メールアドレス等は、調査票の受付状況メールの送信など皆様への連絡に使用します。

登録した連絡先をご確認いただき、誤りがなければ、「調査票一覧へ」をクリックします。

連絡先に誤りがあれば、「連絡先変更へ」をクリックし、連絡先の変更を行ってください。

連絡先情報の登録

メールアドレス	●●●●●@●●●●
会社名	国税商事株式会社
部署名	人事総務部
担当者名	国税 太郎

## 4 調査票（源泉徴収義務者用）の回答

- (1) 調査票の一覧画面から「民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）」をクリックすると別ウインドウが開きます。

調査票の一覧

[パスワード・連絡先情報の変更](#)

**注意事項** ①

**お知らせ** ②

**民間給与実態統計調査**

回答する電子調査票をクリックしてください。

実施時期	電子調査票 <small>?</small>	ファイル形式	提出期限	状況	回答日時	参考資料等
令和7年分民間給与実態統計調査	<input type="checkbox"/> 民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用） <input type="checkbox"/> 民間給与実態統計調査票（給与所得者用）	HTML形式	2026-03-02	未回答	<a href="#">オンライン回答のしかた</a>	<a href="#">オンライン回答のしかた</a>
令和7年分民間給与実態統計調査	<input type="checkbox"/> 民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用） <input type="checkbox"/> 民間給与実態統計調査票（給与所得者用）	Excel(マクロあり)形式	2026-03-02	未回答	<a href="#">オンライン回答のしかた</a>	<a href="#">オンライン回答のしかた</a>

**クリック**

[調査回答ファイルの一括送信画面へ](#)

- (2) 以下の【調査票（源泉徴収義務者用）入力画面】が表示されますので、[ ] 内を入力します。  
調査項目の説明は次頁を参照してください。
- (3) 入力内容に誤りがないか確認します。
- (4) 回答データ送信後は回答内容を確認することができないため、入力内容を控えてください。
- (5) 「回答データ送信」をクリックします。
- (6) 調査票（源泉徴収義務者用）の回答受付完了画面が表示されますが、調査票（給与所得者用）を回答する必要があるので、ログアウトはせず「調査票一覧へ」をクリックします。  
(この作業の続きは、P 8以降を参照してください。)

### 【調査票（源泉徴収義務者用）入力画面】

年分 民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）

政府統計

調査対象者 ID

調査票の一覧へ 回答の一時保存 クリア ログアウト

1. 名称又は氏名

2. 所在地又は住所 電話番号 ( )

3. この調査票について答えられる方の氏名等 (氏名) (姓(族)名) (内線番号)

4. 企業の主な業務  
【国税庁ホームページを参照の上、該当の業種番号を入力してください。】

5. 給与所得者用調査票に入力した人員数及び履番号

6. 調査項目

(1)組織及び資本金  
・該当する番号を入力して下さい。  
・株式会社の場合は、年12月末現在の資本金の額によって、「2」～「6」の該当する番号を入力して下さい。

(2)給与所得者数  
その月中に支払った人員を入力して下さい。  
(i) 3月末現在の人員  
(ii) 6月末現在の人員  
(iii) 9月末現在の人員  
(iv) 12月末現在の人員

(3)年間給与支給総額  
(千円未満は四捨五入し、千円単位で入力して下さい。)

(4)給与支給総額に対する年間源泉徴収税額  
(千円未満は四捨五入し、千円単位で入力して下さい。)

個人経営  
2,000万円未満  
2,000万円以上  
5,000万円以上  
1億円以上  
10億円以上

株式会社  
(資本金)  
吉田会社  
合名会社  
合資会社  
相互会社  
上記以外の法人

日雇労働者・アルバイト等  
「給与所得の源泉徴収税額算(日雇表)」の計算を適用した者は、除いてください。

回答データ送信

## 【調査票（源泉徴収義務者用）の調査項目の説明】

電話番号は、市外局番から記入してください。

1

調査票の回答内容等についてお尋ねする事がありますので、そのときにお答えいただける方の氏名、課（係）名、内線番号を入力してください。

前年の回答をあらかじめ入力しておりますので、入力内容に変更があった場合は、お手数ですが、入力内容の更新をお願いいたします。

2

貴事業所が工場、支店、営業所、出張所等の場合には、貴事業所の業務（業種）ではなく、企業全体としての主な業種に該当する業種番号を次ページの業種番号表から選択してください。前年のご回答をあらかじめ入力しておりますので、業務内容に変更があった場合には、お手数ですが、入力されている業種番号の更新をお願いいたします。

3

「5 給与所得者用調査票に入力した人員数及び履番号」については、国税庁ホームページに掲載しております「[調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方](#)」をご覧ください。

4

貴事業所が株式会社の工場、支店、営業所、出張所等の場合には、本社の資本金の額に該当する番号を選択してください。あらかじめ該当する番号を入力しておりますので、資本金額等に変更があった場合には、お手数ですが、入力されている番号の更新をお願いいたします。

## 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(領収済通知書)

5

3月・6月・9月・12月支払分の人員数を転記してください

※納期の特例を受けている方は給与台帳等から人  
数を確認して入力してください。

令和7年1月から12月支払分を  
準備してください。

6 令和7年1月から12月の支給額を合計し、入力してください(千円未満は四捨五入し、千円単位で入力してください。)。

7 令和7年1月から12月の税額を合計し、入力してください(千円未満は四捨五入し、千円単位で入力してください。)  
※年末調整による不足税額・超過税額を加減算してください。  
※0円の場合には、「0」と入力してください。

## 業種番号表

業種番号	業種分類	業種内訳（例示）
01	建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
02	製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業
03	卸売業、小売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、 <u>その他の卸売業</u> 、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、 <u>その他の小売業</u> 、無店舗小売業
04	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
05	金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業
06	不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業
07	運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業
08	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業
09	情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附隨サービス業、映像・音声・文字情報制作業
10	学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業	学術・開発研究機関、専門サービス業、広告業、技術サービス業、学校教育、 <u>その他の教育、学習支援業</u>
11	医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業
12	複合サービス事業	郵便局、協同組合
13	サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業、 <u>その他の生活関連サービス業</u> 、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、 <u>その他の事業サービス業</u> 、政治・経済・文化団体、宗教、 <u>その他のサービス業</u> 、分類不能の産業
14	農林水産・鉱業	農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業

## 5 調査票（給与所得者用）の回答方法

### 1 事前準備

次の書類をお手元にご用意ください。

- 「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」
- 「令和7年分給与所得者の保険料控除申告書」
- 「令和7年分給与所得者の基礎控除申告書 兼 紙と所得者の配偶者控除等申告書 兼 紙と所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」
- 従業員の性別、勤続年数、職務が分かる資料

### 2 回答方法

#### (1) 「民間給与実態統計調査票（給与所得者用）」（Excel）のダウンロード

「民間給与実態統計調査票（給与所得者用）」をクリックし、ご使用されているパソコンに任意のフォルダを作成しダウンロードした調査票を保存します。



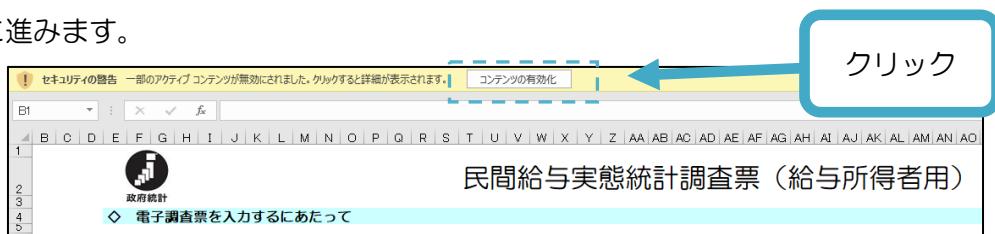
実施時期	電子調査票	ファイル形式	提出期限	状況	回答日時	参考資料等
令和7年分民間給与実態統計調査	<input type="checkbox"/> 民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）	HTML形式	2026-03-02	未回答		<a href="#">オンライン回答のしかた</a>
令和7年分民間給与実態統計調査	<input checked="" type="checkbox"/> 民間給与実態統計調査票（給与所得者用）	Excel(マクロあり)形式	2026-03-02	未回答		<a href="#">オンライン回答のしかた</a>

※ 調査票（給与所得者用）の回答にあたり、市区町村へ提出した給与支払報告書データ（CSVファイル）を活用できます。

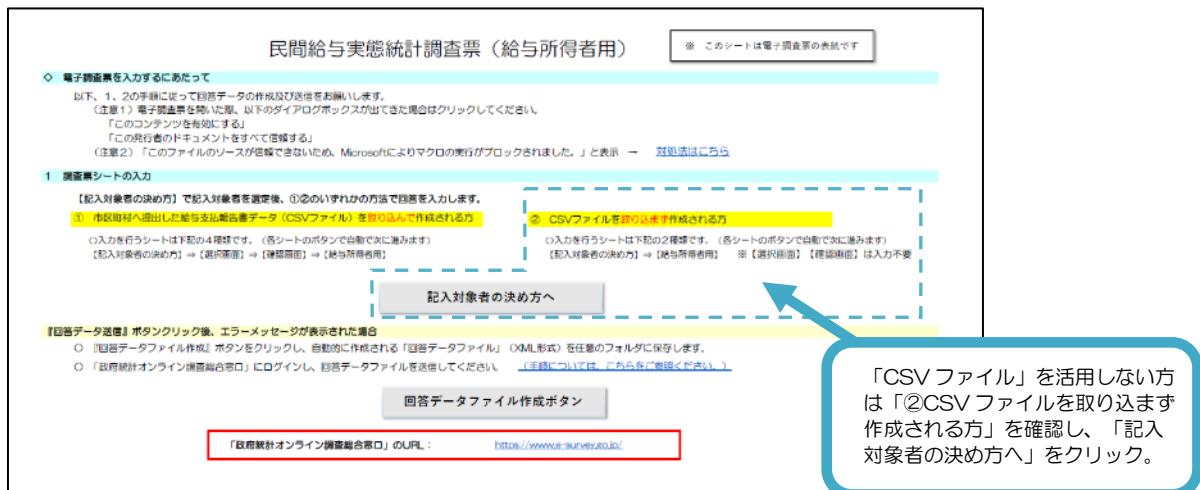
CSVファイルを読み込むことにより、記入対象者を自動で抽出するほか、電子調査票の各調査項目へ自動入力されますので、入力作業に係るご負担を大幅に減らすことができます。

なお、次頁(2)以降の手順につきましては、「CSVファイル」を活用せずに回答を行う場合を記載しておりますので、「CSVファイル」を活用して回答を行う場合は、「[給与支払報告書及び源泉徴収票データを作成する際に使用するCSVファイルを活用した民間給与実態統計調査票（給与所得者用）の作成方法](#)」をご覧ください。

(2) (1)で保存した「民間給与実態統計調査票（給与所得者用）」Excel ファイルを開き、「セキュリティの警告」メッセージが表示された場合には、「コンテンツの有効化」をクリックします（ご利用の環境によって画面が異なる場合がございます。）。メッセージが表示されない場合はそのまま(3)に進みます。

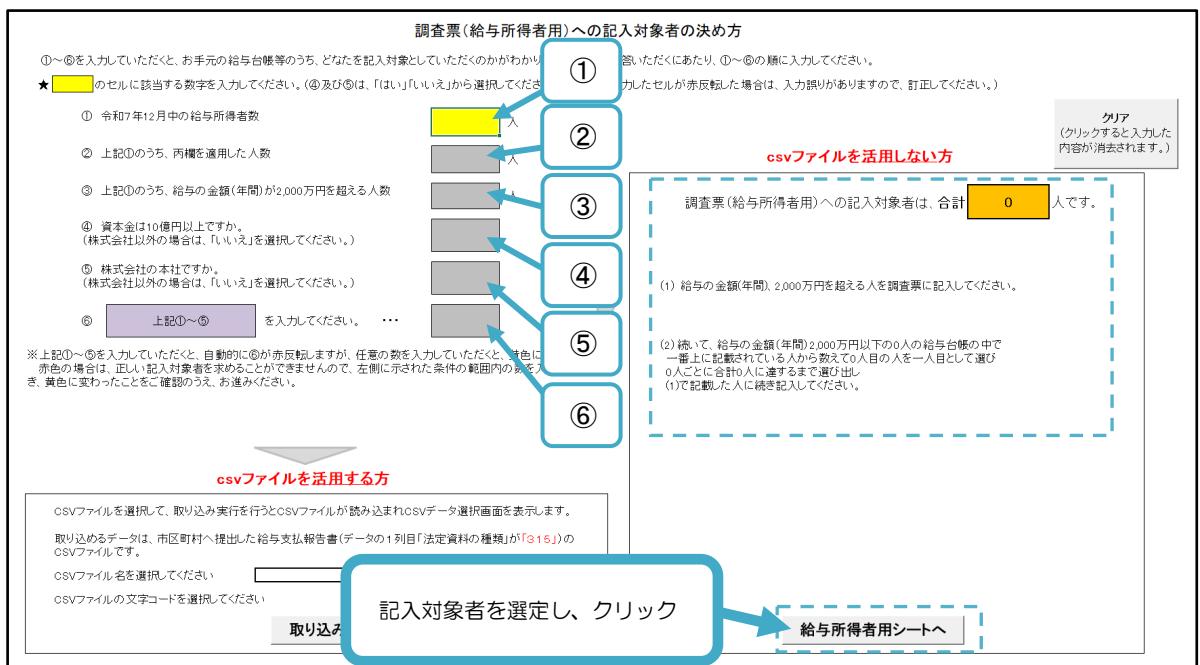


(3) 「1 調査票シートの入力」の「記入対象者の決め方へ」をクリックします。



(4) 「調査票（給与所得者用）への記入対象者の決め方」が表示されるため、設問①～⑥を番号順に回答します。（設問①～⑥の説明は、次頁を参照してください。）

すべて回答後、画面右側の「CSV ファイルを活用しない方」の枠内に表示された抽出方法のとおり記入対象者を選定し、「給与所得者用シートへ」をクリックします。



- ① 「記入対象者の決め方シート」の「①令和7年12月中の給与所得者数」欄に、貴事業所において令和7年12月中に給与を支払った従業員（役員、アルバイト含む）の人数を入力します。
- ② ①で入力した人数のうちに丙欄適用者（「給与所得の源泉徴収税額表（日額表）」の丙欄を適用した方）がいる場合には、その人数を「②上記①のうち、丙欄を適用した人数」に入力します。
- ③ ①で入力した人数のうちに給与の金額（年間）が2,000万円を超える方がいる場合には、その人数を「③上記①のうち、給与の金額（年間）が2,000万円を超える人数」欄へ入力します。
- ④ 株式会社で資本金が10億円以上の場合は「④資本金は10億円以上ですか。」欄の「はい」を選択し、それ以外の場合は「いいえ」を選択してください。
- ⑤ 貴事業所が株式会社の本社である場合は「⑤株式会社の本社ですか。」欄の「はい」を選択し、それ以外の場合は「いいえ」を選択してください。
- ⑥ ⑥に表示された数（任意の数）を入力します（事業所の給与所得者数に応じ、表示が変わります。）例えは、「1～20の任意の数」と表示された場合は1～20の数字のうち、任意の数を入力します。  
なお、貴事業所が第1層に該当する場合は全員が記入対象者となるため、⑥には「1」を入力します。  
※ ①～②～③の結果が20,000人を超える場合は、⑥の入力の必要はありません。

#### 【参考】記入対象者の決め方

第1層の事業所の方は、原則として給与所得者の全員が記入対象者となります。第2層～第8層の事業所の方は、「[調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方](#)」により全給与所得者の中から記入対象者を抽出（決定）します。

区分	事業所の給与所得者数	記入対象者の抽出割合
第1層	1～9人	全員
第2層	10～29人	1/2
第3層	30～99人	1/6
第4層	100～499人	1/20
第5層	500～999人	1/100
第6層	1,000～4,999人	1/200
第7層	5,000人以上	1/200（上限100人）
第8層	本社	1/20

※令和7年12月中に給与を支払った人のうち、給与の金額（年間）が2,000万円以下の人の割合です。2,000万円を超える人については、すべて記入対象となります。  
※給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した人は含まれません。  
※第7層に該当する事業所で、給与の金額（年間）が2,000万円を超える人を除いた給与所得者数が20,000人を超える事業所については、上限100人分に達するまで入力することとなります。  
※「本社」とは、給与所得者数が500人未満で資本金が10億円以上の株式会社の本社をいいます。  
※事業所の給与所得者数が500人未満であっても、資本金が10億円以上で、株式会社の本社であれば、第1層から第4層には該当せず、第8層となります。

#### ○ このような方法を採用する理由は・・・

皆様の負担を最小限にとどめつつ、全国の事業所の皆様に、同じ方法により規則的に回答いただくことで、統計調査としての精度を高めるためです。

(5) 紙面記入欄の記入対象者※について回答項目を入力します。

※抽出・決定した記入対象者（給与の金額（年間）が 2,000 万円を超える人と記入対象者として抽出された人）下記の入力チェック機能を設けています。

①入力セルの背景が**灰色**・・・入力を要しない項目（数値を入力するとエラーとなるため、〇含め何も入力せず空欄にしてください。）

②入力セルの背景が**赤色**・・・入力値の誤りや他項目との関連エラーとなっている項目

例)「給与・手当等」+「賞与等」が「給与計」と一致しない等

③入力漏れや誤りがある場合は入力チェック欄（AO 列）にエラーメッセージが表示されます。

(6) 各項目の入力のポイント

1	2	3	4	5	6	7	8	9
入力必須項目								
一連番号	氏名又は記号等	性別	満年齢	勤続年数	給与支給月数	職務区分	年末調整の有無	控除対象配偶者の有無

「2 氏名又は記号等」

記入対象者の氏名若しくは社員番号、イニシャルやアルファベット等の記号を入力してください。記号を入力する場合は、調査票提出後、記入内容のお問合せを行う場合がありますので、どの記入対象者を示した記号なのか分かるようにしておいてください。

「4 満年齢」

令和7年 12月 31日現在の満年齢（1年未満は切り捨て）を入力してください。

「5 勤続年数」

令和7年 12月 31日現在の勤続年数（1年未満は切り捨て）を入力してください。

令和7年 12月中に給与の支払を行い、同年 12月 31 日までに退職した方については、退職した日時点の勤続年数を入力してください。

「6 給与支給月数」

給与を支給した月数が 12 カ月の方については「1」、11 カ月以下の方については「2」を入力してください。年の中途中に採用され、前職で支給された給与を含めて年末調整を行った方については、前職での給与支給月数を含めてください。

「7 職務区分」

法人の代表者、役員等の方については「1」、個人の青色事業専従者の方については「2」、正社員（正職員）の方については「3」、正社員（正職員）以外のパートタイマー、アルバイト等の方については「4」を入力してください。

「8 年末調整の有無」

年末調整を行った方については「1」、源泉徴収税額表乙欄適用の方については「2」、年の中途中に採用された方で前職の給与等が不明の方については「3」、給与の金額（年間）が 2,000 万円を超える方については「4」を入力してください。

## 「9 控除対象配偶者」

配偶者控除の適用がある場合に「1」～「8」を入力してください。

控除対象配偶者がいない場合、又は、配偶者特別控除の適用がある場合には「0」を入力してください。※

※誤りの多い箇所ですので、ご注意願います。

10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
扶養親族数												
一般的 控除対象 扶養親族 ①	特定 扶養 親族 ②	老人 同居 老親等 ③	同居 一般 ④	控除対象 扶養親族数計 ①+②+③+④	障害者	同居特別 障害者	非同居特 別障害者	障害者 控除	特別 障害者 控除	ひとり親 控除	寡婦 控除	勤労 学生 控除

## 「10～17 扶養親族数」

「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」「令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」をご確認いただき、該当の人数を入力してください。

## 「18～22 本人控除」

「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」をご確認いただき、該当の項目に「1」を入力してください。

23	24	25
給与の金額		
給料、 手当等 ① (千円)	賞与等 ② (千円)	給与計 ①+② (千円)

## 「23～25 給与の金額」

単位の誤りが多く発生しています。千円単位(千円未満四捨五入)ですのでご注意ください。

26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
諸控除													
所得金額調整控除額 (千円)	社会保険料控除額 (千円)	小規模企業共済等掛金控除額 (千円)	生命保険料控除額(千円)	一般	介護	個人	地震保険料控除額 (千円)	配偶者控除額 (千円)	配偶者特別控除額 (千円)	特定親族特別控除 特定親族の人数	特定親族特別控除額 (千円)	基礎控除額 (千円)	住宅借入金等特別控除額 (千円)

## 「26～38 諸控除」

「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」、「令和7年分給与所得者の保険料控除申告書」、「令和7年分給与所得者の給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」、を基に入力してください。

※「29 一般生命保険料控除額」、「30 介護医療保険料控除額」、「31 個人年金保険料控除額」の合計12万円を超えて構いません。

※「33 配偶者控除額」、「34 配偶者特別控除額」については、入力する欄を誤らないようご注意ください。

※「35 特定親族の人数」及び「36 特定親族特別控除額」については、令和7年分調査で追加された調査項目となりますので、入力の際にはご注意ください。

※「37 基礎控除額」について、入力漏れにご注意ください。

## 「39 年税額」

源泉徴収税額（年末調整後）を入力してください。年末調整を行わなかった方については、令和7年中に源泉徴収した税額の合計を入力してください。

### (参考) 入力イメージ

## 「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」

$$\textcircled{27} = A + B - D \quad \textcircled{28} = C + D$$

## 「令和7年分給与所得者の保険料控除申告書」

## 令和7年分 給与所得者の保

所轄税務署長		給与の支払者の名称(氏名)		(フリガナ) あなたの氏名	
給与の支払者の法人番号		※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。			
料 生 命 保 険 料 控 除	給与の支払者の 法人番号		支払した金額		最高40,000円)
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		最高50,000円)
	(a)の金額の合計額		Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		最高40,000円)
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額		Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		最高40,000円)
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		最高50,000円)
	A、C又はDの金額		計算式Ⅰ(新保険料等用)※		生命保険料控除額 計(①+②+③) (最高120,000円)
	B又はEの金額		計算式Ⅱ(旧保険料等用)※		
	控除額の計算式		控除額の計算式		
	20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下
	25,000円以下		B又はEの全額		

「令和7年分給与所得者の基礎控除申告書 兼 紿与所得者の配偶者控除等申告書 兼 紿与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書																																																																																																	
所轄税務署長	給与の支払者の名 称(氏名)			(フリガナ)			記載のしかばなも																																																																																										
	支給の支払者の法 人番号			あなたの氏名																																																																																													
	支給の支払者の所 在地(住所)			あなたの住所又は居所																																																																																													
◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆																																																																																																	
◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆																																																																																																	
<p>○ 控除額の計算</p> <p>↓</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="10">区分 II</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(1)</th> <th>(2)</th> <th>(3)</th> <th colspan="6">(④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)+(2)の合計額)」))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">区</td> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>38万円</td> <td>38万円</td> <td>36万円</td> <td>31万円</td> <td>26万円</td> <td>21万円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円 3万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>36万円</td> <td>36万円</td> <td>31万円</td> <td>26万円</td> <td>21万円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円 3万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分</td> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>33万円</td> <td>33万円</td> <td>29万円</td> <td>24万円</td> <td>21万円</td> <td>18万円</td> <td>14万円</td> <td>8万円 4万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>32万円</td> <td>32万円</td> <td>28万円</td> <td>24万円</td> <td>21万円</td> <td>18万円</td> <td>14万円</td> <td>8万円 4万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Ⅰ</td> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>16万円</td> <td>13万円</td> <td>12万円</td> <td>11万円</td> <td>9万円</td> <td>7万円</td> <td>6万円 2万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>13万円</td> <td>13万円</td> <td>12万円</td> <td>11万円</td> <td>10万円</td> <td>8万円</td> <td>6万円</td> <td>4万円 1万円</td> </tr> <tr> <td colspan="10">摘要 配偶者控除 配偶者特別控除</td> </tr> </tbody> </table>										区分 II											(1)	(2)	(3)	(④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)+(2)の合計額)」))						区	95万円超 100万円以下	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円 3万円	100万円超 105万円以下	36万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円 3万円	分	105万円超 110万円以下	33万円	33万円	29万円	24万円	21万円	18万円	14万円	8万円 4万円	110万円超 115万円以下	32万円	32万円	28万円	24万円	21万円	18万円	14万円	8万円 4万円	Ⅰ	115万円超 120万円以下	16万円	16万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円 2万円	120万円超 125万円以下	13万円	13万円	12万円	11万円	10万円	8万円	6万円	4万円 1万円	摘要 配偶者控除 配偶者特別控除									
区分 II																																																																																																	
	(1)	(2)	(3)	(④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)+(2)の合計額)」))																																																																																													
区	95万円超 100万円以下	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円 3万円																																																																																							
	100万円超 105万円以下	36万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円 3万円																																																																																								
分	105万円超 110万円以下	33万円	33万円	29万円	24万円	21万円	18万円	14万円	8万円 4万円																																																																																								
	110万円超 115万円以下	32万円	32万円	28万円	24万円	21万円	18万円	14万円	8万円 4万円																																																																																								
Ⅰ	115万円超 120万円以下	16万円	16万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円 2万円																																																																																								
	120万円超 125万円以下	13万円	13万円	12万円	11万円	10万円	8万円	6万円	4万円 1万円																																																																																								
摘要 配偶者控除 配偶者特別控除																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="10">配偶者控除の額</th> </tr> <tr> <td colspan="10">33 円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10">配偶者特別控除の額</td> </tr> <tr> <td colspan="10">34 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。</p>										配偶者控除の額										33 円										配偶者特別控除の額										34 円																																																									
配偶者控除の額																																																																																																	
33 円																																																																																																	
配偶者特別控除の額																																																																																																	
34 円																																																																																																	
<p>さい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="10">特定親族特別控除の額</th> </tr> <tr> <th colspan="10">合計した額を 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10" style="background-color: pink;">36</td> </tr> <tr> <td colspan="10">円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。</p>										特定親族特別控除の額										合計した額を 円										36										円																																																									
特定親族特別控除の額																																																																																																	
合計した額を 円																																																																																																	
36																																																																																																	
円																																																																																																	

## (7) 入力内容のチェック

記入対象者の回答項目の入力がすべて終了したら、AO列の「入力チェック欄」がすべて「OK」と表示されていることを確認します。「入力チェック欄」にエラーメッセージが表示されている場合には、メッセージに基づき、回答内容の修正を行ってください。「入力チェック欄」がすべて「OK」と表示されていれば、提出（回答データ送信）が可能です。

## (8) 回答データの提出

送信前に、必ず、調査票（Excel ファイル）の保存を行ってください。「回答データ送信」をクリックすると入力した調査票の送信ができますが、保存をせずに送信してしまうと回答内容を確認することができなくなります。保存後、「回答データ送信」をクリックしてください。

民間給与実態統計調査票(給与所得者)												回答データ送信		印刷範囲設定			
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
扶養親族数												本人控除				給与の金	
5 年末調整 の有無	控除対象 配偶者の 有無	一般的 扶養対象 扶養親族 ①	特定 扶養 親族 ②	老人 同居 老親等 ③		一般 ④	控除対象 扶養親族数計 ①+②+③+④	障害 手帳	同居特別 障害者	非同居特 別障害者	障害者 控除	特別 障害者 控除	ひとり親 控除	寡婦 控除	勤労 学生 控除	給料・ 手当等 ⑤ (千円)	賞与等 ⑥ (千円)

確認コードの入力

政府統計コード: 7IU0

調査対象者ID: 00000000000001

パスワード:

送信 中断

「確認コードの入力」画面が表示されますので、パスワードを入力し、「送信」をクリックしてください。

回答データが正常に送信されると、登録したメールアドレス宛に回答を受け付けた旨のメールが届きます。これで回答は以上となります。

## 6 よくある質問事例

例年、問合せの多い質問については、国税庁ホームページに「よくある質問事例」を掲載していますので、こちらの「[民間給与実態統計調査票 よくある質問事例](#)」をご覧ください。

そのほか、ご不明な点がございましたら、下記お問合せ先まで連絡願います。

国税庁「令和7年分民間給与実態統計調査」事務局  
(株式会社インテージリサーチ)

TEL 0120-927-329(平日 9:00~18:00)  
FAX 0120-380-885

- お問合せの際は、調査票(源泉徴収義務者用)の調査対象者 ID をお伝えください(FAX の場合は、調査対象者 ID の記入をお願いします。)
- 調査票発送後及び提出期限前の1週間は電話回線が混雑し、つながりにくくなります。
- 国税庁及び各国税局では、令和7年分民間給与実態統計調査の実施について、株式会社インテージリサーチに業務委託しています。なお、委託業者には、統計法により守秘義務が課せられています。